

# 2024年問題対応総合支援事業

建設業・自動車運転業務・医師



## 令和6年4月1日からの時間外上限規制への対応

今まで適用が猶予されていた建設業・自動車運転業務・医師にも、令和6年4月1日より労働基準法の時間外労働の上限規制等を遵守する義務が生じます。多くの企業が対応に苦慮されており、この問題をワンストップで支援する、下記内容の「2024年問題対応総合支援事業」を実施します。

1. 業種・業務別無料対応セミナーの開催
2. 無料訪問コンサルティング
3. 対策立案・支援コンサルティング
4. 管理システム導入
5. 管理者等企業内研修
6. 無料労働相談
7. 無料情報提供

主催 愛知県下各労働基準協会

愛知・名北・名古屋東・名古屋南・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

# 2024年問題対応総合支援事業 ご案内

少子高齢化問題への対応と生産性の向上を目的とし、「長時間労働の解消」「雇用形態による格差の解消」「柔軟な働き方の推進」を軸とする、働き方改革関連法が平成31年4月より順次施行されております。

中でも時間外労働の上限規制等は、企業経営に大きな影響を与えるものですが、今まで適用が猶予されていた建設業・自動車運転業務・医師にも、令和6年4月1日から順守義務が発生します。

そこで、多くの企業が対応に苦慮されているこの課題の解消を、ワンストップで支援する、下記内容の「2024年問題対応総合支援事業」を実施します。

ぜひともご活用いただきますようご案内いたします。



## 労働基準法等改正内容と建設業・自動車運転業務・医師の施行時期

<p><b>時間外労働限度時間の月45時間 年間360時間</b> (3か月を超える変形労働時間制は月42時間、年間320時間)が、<b>罰則付きの法律に</b></p> <p>月70時間を超えれば、法律違反です。</p>	<p>左の限度時間を超える時間外労働(特別条項適用)は<b>年間6回までに</b> ※自動車運転業務・医師は除く</p> <p><b>6回を超えればダメ</b></p>	<p><b>時間外労働 年720時間以内</b></p> <p>自動車運転業務・医師は960時間 ※医師はさらなる例外あり</p>	<p><b>時間外労働と休日労働 月100時間未満</b></p> <p>建設業の災害時の復旧・復興事業自動車運転業務は除く。医師は例外あり</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

令和6年4月1日より (時間外・休日労働協定の対象期間の起算日が令和6年3月21日等からの場合は令和7年3月21日より)

<p><b>時間外労働と休日労働 当該月を含めた直前2~6か月 全てで平均80時間以内</b></p> <p>建設業の災害時の復旧・復興事業自動車運転業務、医師は除く</p>	<p><b>特別条項の適用手続が厳格に</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>労働者代表との協議等の手続方法を定め実施</li> <li>特別条項時間の割増賃金率を定める</li> <li>健康福祉確保措置を定め実施</li> </ol>	<p><b>年次有給休暇 年5日取得義務</b></p> <p>有給10日以上付与者</p>	<p><b>労働時間をタイムカード等で客観的に把握する義務</b></p> <p>労働安全衛生法 管理監督者等を含む全労働者</p>	<p><b>月60時間を超え時間外労働の割増賃金率が50%以上に</b></p> <p>大企業 平成22年4月1日より 中小企業 令和5年4月1日より</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

※自動車運転手の労働時間等の改善基準も、令和6年4月1日より改正施行されます。



## 2024年問題対応総合支援事業の内容



### サポート1 業種・業務別 無料対応セミナー

2024年問題への対応には、まず、労働時間管理が抱える課題、法改正の内容、様々な対応策を知ることが第一歩となります。対応を担う企業のリーダーを養成するセミナーです。 ※参加者数によって今後追加開催します。

日時	※詳しい開催予定は下記業種・業務別ご案内をご覧ください		
会場	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1		
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>労働時間の現状とトラブル</li> <li>改正内容と各施行時期</li> <li>対応体制の確立と意識改革</li> <li>労働時間の範囲と適正把握・管理</li> <li>諸制度を活用した対応策</li> <li>有効な要員配置と業務改善</li> <li>各業種・業務固有の対応策</li> </ol> <p>※自動車運転業務は改正自動車運転手の労働時間等の改善基準</p>		
講師	業種・業務別 2024年問題対応支援コンサルタント 労働基準協会関連社会保険労務士		
会費	無料	定員	各日程50名まで 定員になり次第締め切ります

建設業対応セミナー	日時	令和6年5月15日(水) 午後1時30分~午後4時30分	
	講師	一般社団法人 名北労働基準協会 専務理事・事務局長 特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬 高司 <b>【講師プロフィール】</b> 労働基準法、労働時間管理を中心に年間100回近い講習会、企業研修の講師と企業からの労働相談を行う。国が実施した労働時間制度改善等のアドバイザーを10年間歴任し、愛知県下の労働基準協会の関連団体 社会保険労務士法人の代表社員を兼務。	
講師コメント	工事現場への往復時間も、上司の指示で会社で集合・解散する、前後に資材の積み下ろしをする場合は労働時間となります。また、多くの企業が土曜日勤務があり、時間外労働の月45時間の限度時間を超え易い状況にあり、限度時間を超える労働は年6回に限られ、業務上の死活問題となります。対応には全社一丸となる抜本的な対策の実施が必要となります。		

自動車運転業務 対応セミナー	日時	<del>令和5年9月11日(月) 午後1時30分～午後4時30分</del> 今後日程はお尋ね下さい。		
	講師	インフォシア 代表 情報処理安全確保支援士・社会保険労務士 <b>高橋 真悟 氏</b> 【講師プロフィール】 大手通信会社でシステム開発・情報管理を行い、同社関連会社で労務管理業務に従事。その後社会保険労務士として開業。労働基準監督署相談員、名北協会室長として多くの企業の指導、講演講師を行う。現在IT社労士として情報セキュリティのパートナー組織の代表を務める。		
	講師コメント	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」が2024年4月1日より改正され、拘束時間(労働時間+休憩時間)の上限が短くなります。慌てることなく2024年を迎えるためにも、新しい基準を理解し、早めの準備を行いましょう。		

医師対応セミナー	日時	<del>令和5年6月6日(火) 午後1時30分～午後4時30分</del> 今後日程はお尋ね下さい。		
	講師	おおにし社会保険労務士事務所 所長 一般社団法人 名北労働基準協会 ホワイト企業推進室長 特定社会保険労務士・医療労務コンサルタント <b>大西 正高 氏</b> 【講師プロフィール】 金融機関勤務後に社会保険労務士事務所を開業。名北協会のコンサルタント、講師を兼務し、医療労務コンサルタント認証を受け、病院・クリニック・歯科医院等の労務管理の問題解決の助言を行う。		
	講師コメント	2024年4月から勤務医も時間外労働の上限規制が徹底されます。医師の働き方改革が身近に迫る中、制約のある状況下で診療の質を保ちながら生産性を上げていくことが目的となります。医師だけでなく、診療に関わる様々な職種の人々を含める改革が必要となります。		

### サポート2 無料訪問コンサルティング

2024年問題対応支援コンサルタントまたは労働基準協会関連団体の社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングの関係社会保険労務士が御社を訪問し、労働時間の実情をお聞きし、**有効な対策を無料でアドバイス**します。訪問時間は約3時間で、事前に訪問日時を調整します。



サポート1 対応セミナーご受講後のご活用をお勧めします。

活用企業数: 50社まで

### サポート3 対策立案・支援コンサルティング

2024年問題対応支援コンサルタントまたは社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングの関係社会保険労務士が、2024年問題対応策を提案し、就業規則の改定、時間外・休日労働協定の作成、労働時間の把握方法の設定等を、対応の完了まで企業に寄り添って、**対策の多くを実施・サポート**します。



費用: 実施内容により異なります

### サポート4 管理システム導入

2024年問題対応支援コンサルタントまたは社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングの関係社会保険労務士が、ICT専門企業と調整・指示をして、勤怠管理システム、スマートフォン等も活用した**情報通信システムの改修・構築**を行います。



提携企業:

費用: 実施内容により異なります

### サポート5 管理者等企業内研修

労働時間の改善には管理者・社員の理解・協力が不可欠です。対応支援コンサルタントまたは社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングの関係社会保険労務士が講師となり、御社内にて**経営者・管理者・社員を対象とした研修**を行います。協力会としての開催も可能です。



費用: 1時間 115,000円～  
資料代: 1名 200～1000円程度。御社にて印刷いただければ無料です。

### サポート6 無料労働相談

愛知県下の労働基準協会会員企業の場合、2024年問題に限らず全ての労働問題を、「企業の労働110番相談室」に**無料で相談**ができます。電話・メール・来局等で、何度でも相談でき、社会保険労務士が企業の立場でアドバイスをいたします。非会員企業も、初回1回に限り来局相談が可能です。



企業の労働 何でも110番  
名北協会内 TEL(052)961-7110  
FAX(052)961-9635  
E-mail [roudou110@meihokurouki.or.jp](mailto:roudou110@meihokurouki.or.jp)

### サポート7 無料情報提供

令和5年4月号～9月の名北協会の会報に掲載された、**2024年問題の関連記事**を、名北協会以外の地区の会員企業も、名北協会ホームページ内バックナンバーにて閲覧可能です。



一般社団法人 名北労働基準協会  
→情報提供→バックナンバー

## 2024年問題対応の7つのポイント

1. 対応担当者・プロジェクトチームを設ける
2. 企業の未来を左右し、全社一丸となって取り組む
3. 現場の実情・意見を充分聞き、業務を阻害しない
4. 「そんなことできかない」の意識を捨てる
5. あらゆる対策を積み重ねる
6. 孤高の職人から専門職社員に意識を変える
7. 「自社の働き方を変えられるのは、自社の仕事・実情が分かる自社の人間だ」を意識する

# ●セミナー会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



## 【会場アクセス】

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分  
 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分  
 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分  
 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に有料駐車場が多数あります。十分時間をみていただいたうえ、各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

**申込要領** 申込書を各労働基準協会へファックス下さい。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(公社)愛知労働基準協会	〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の地域
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市中区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

## 2024年問題対応セミナー 申込書 (コピー可能)

申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会	会員番号	※名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載)		
事業場名		T E L ( )	-		
		F A X ( )	-		
		E - m a i l			
所在地	〒	事業内容			
受講者名	区分 ※ご記入不要です	氏名	所属部署・職名	受講日	労働者数
				令和6年5月15日 (建設業対応セミナー)	名
その他のお申込				令和6年5月15日 (建設業対応セミナー)	受講票送付先
					受講者・担当者 (部署名) 様